

STS フォーラム連携協力委員会の設置について

令和6年10月3日

総長 裁定

(設置)

第1条 国立大学法人東京大学（以下「本学」という。）に、革新的な価値創造と社会課題解決の実現に向け、特定非営利法人STS フォーラム（以下「STS フォーラム」という。）年次総会その他の会議における適切な課題設置と、議論の国内外への発信等を行い、人類の発展と調和した科学技術の適切な発達に寄与することを目的として、STS フォーラム連携協力委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、以下の各号に掲げる任務を行う。

- (1) STS フォーラムに蓄積された様々な議論の関係性を整理・体系化することによる知の構造化の検討及び実施
- (2) 構造化された知及び最先端の知や技術に係る分野横断的な議論による、新たな価値創造に関する検討及びその実現に係る課題の抽出
- (3) 前号に規定する任務に係るさらなる検討のためのSTS フォーラムに対する提案
- (4) STS フォーラム年次総会その他の会議における適切な課題設定への協力
- (5) その他STS フォーラムとの連携及び協力に必要な事項

2 前項に掲げる任務の実施にあたり、委員会は、必要に応じ UTokyo Compass 推進会議と連携する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総長が指名する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総長が指名する理事又は副学長
- (2) その他総長が指名する本学の教職員

(作業部会等)

第4条 委員会に、任務に関する特定の事項を検討及び実施させるための作業部会その他の組織を置くことができる。

(事務)

第5条 委員会の事務は、本部国際戦略課において処理する。

(補則)

第6条 この裁定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この裁定は、令和6年10月3日から実施する。